

見附市子どもの居場所運営規則をここに公布する。

令和5年6月30日

見附市教育委員会教育長 渡 邊 茂 夫

見附市教育委員会規則第7号

見附市子どもの居場所運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、見附市子どもの居場所条例（令和5年見附市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、見附市子どもの居場所（以下「子どもの居場所」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開設時間)

第2条 子どもの居場所の開設時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日 午後3時から午後5時45分まで
- (2) 土日祝日 午前10時から午後4時まで
- (3) 小学校の休業日（見附市立学校管理運営に関する規則（平成8年見附市教育委員会第5号）第7条に規定する夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日及び学年始休業日をいう。ただし、前2号に掲げる日を除く。） 午前10時から午後5時45分まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 子どもの居場所の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、休館日を変更することができる。

(利用手続)

第4条 子どもの居場所を利用しようとする者は、見附市子どもの居場所利用者受付簿（別記様式第1号）に必要な事項を記入し、入館するものとする。

2 団体等（条例第5条第1号に該当する者で、グループ利用等のため前項の手

続により難いもの及び同条第2号に該当する者をいう。)が子どもの居場所を利用しようとするときは、利用する日の5日前までに見附市子どもの居場所団体利用許可申請書(別記様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項に規定する申請書の受付後、内容を確認の上、可否の決定として、見附市子どもの居場所団体利用許可書(別記様式第3号)を申請者に提示するものとする。

(委任)

第5条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。



別記様式第2号（第4条関係）

見附市子どもの居場所団体利用許可申請書

年 月 日

（宛先）見附市長

団体名  
住所  
電話番号

次のとおり、見附市子どもの居場所を利用したいので申請します。

1. 利用目的

2. 利用場所

3. 利用日時           年 月 日（ ）午前・午後 時 分から  
                          年 月 日（ ）午前・午後 時 分まで

4. 利用責任者

5. 利用人数           人

内訳	未就学児	人
	小学生（1～3年生）	人
	小学生（4～6年生）	人
	中学生	人
	高校生	人
	一般	人

別記様式第3号（第4条関係）

見附市子どもの居場所団体利用許可書

年 月 日

様

見附市長

次のとおり、見附市子どもの居場所の利用を許可します。

1. 利用目的

2. 利用場所

3. 利用日時           年 月 日（ ）午前・午後 時 分から  
                          年 月 日（ ）午前・午後 時 分まで

4. 利用責任者

5. 利用人数           人

内訳	未就学児	人
	小学生（1～3年生）	人
	小学生（4～6年生）	人
	中学生	人
	高校生	人
	一般	人